

労働者派遣事業に係る情報公開（マージン率等）

株式会社 Arent は、労働者派遣法第 23 条第 5 項に基づき、労働者派遣事業に関する情報を公開いたします。

対象期間：2025 年 7 月 1 日～2026 年 6 月 30 日

当該期間において、当社は労働者派遣事業の許可を有しておりましたが、労働者派遣の実績はありませんでした。各項目は下記のとおりです。

項目	内容
① 派遣労働者の数	0 人
② 派遣先の数	0 社
③ 派遣料金の平均額	該当なし（実績なし）
④ 派遣労働者の賃金の平均額	該当なし（実績なし）
⑤ マージン率	該当なし（実績なし）
⑥ 労使協定の締結の有無	有（労働者派遣法第 30 条の 4 に基づく労使協定方式を採用）
⑦ 教育訓練・キャリア形成支援に関する事項	下記のとおり
⑧ その他参考事項	キャリアコンサルティングの相談窓口：管理本部

マージン率の算定について

マージン率＝（派遣料金の平均額－派遣労働者の賃金の平均額）÷ 派遣料金の平均額。当該期間は派遣実績がないため、算定の対象となる派遣料金・賃金が存在せず、マージン率は算定されません。

教育訓練・キャリア形成支援に関する事項

当社は、派遣労働者に対し、段階的・体系的な教育訓練（入職時研修、業務スキル研修、キャリア形成研修等）およびキャリアコンサルティングの機会を提供する体制を整備しています。

労使協定に関する事項

項目	内容
待遇決定方式	労使協定方式
対象となる派遣労働者の範囲	情報処理・通信技術者 他
有効期間	2026 年 7 月 1 日～2027 年 3 月 31 日
対象期間中の派遣実績	なし（当該協定の発効前であり、2025 年度の派遣実績はありません）

株式会社 Arent

（公開日：2026 年 10 月 9 日）